

# 8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です!

**投票時間は 午前7時～午後8時**

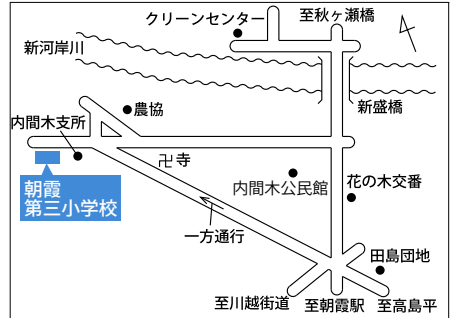
問/選挙管理委員会事務局 ☎463-2444  
☎483-4758 (7月1日(水)～8月9日(日))

内間木公民館改修工事に伴い投票所が変更となります

内間木公民館 → 朝霞第三小学校

第3投票区域内にお住まいの有権者の皆さんはお間違いないようお願いします。

■第3投票所 朝霞第三小学校  
大字浜崎230



## 朝霞市で投票できる方は

この選挙で投票できる方は、平成7年8月10日までに生まれた方で、平成27年4月22日までに朝霞市に転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。ただし、公民権停止中の方は投票できません。

## 市内で転居された方

平成27年7月8日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください(郵送する投票所入場券に記載してある投票所です)。

## 県内へ転出された方は

朝霞市の選挙人名簿に登録されている方で、平成27年4月23日以降に埼玉県内の他の

市区町村に転出(1回に限る)した方は、朝霞市で投票することができません。なお、投票する際は、転出先の市区町村長発行の引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要ですので、あらかじめご用意ください。

## 県内から転入された方は

平成27年4月23日以降に朝霞市に転入した方は、前住所の市区町村選挙管理委員会に選挙人名簿の登録の有無をお問い合わせください。なお、前住所の市区町村で投票する際には現在も引き続き県内(朝霞市)に住所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要になりますので、あらかじめご用意ください。

## 投票所入場券を郵送します

入場券は、世帯ごとに圧着はがきで郵送します。はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次の点にご注意ください。  
①はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。  
②はがきが湿っているときは、開封する前に十分に乾かし

てから、丁寧にはがしてください。

③投票するときは、あらかじめ入場券を切り離して、各自投票所にお持ちください。  
④万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。

※入場券の作成は平成27年7月7日現在で作成しています。  
※入場券は、告示日(7月23日(日))前後に発送します。あて先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願いします。住所移転などで、届かない場合や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

## 開票は即日開票です

日時/8月9日(日) 午後9時  
会場/総合体育館  
参観人/定員100人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

## 選挙人名簿の縦覧ができます

縦覧日時/7月23日(木) 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所/朝霞市選挙管理委

員会事務局(市役所別館4階45番窓口)

## 選挙公報を配布します

候補者の政見などを掲載した選挙公報を7月27日(月)以降各家庭に配布します。そのほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。

## 点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 選挙に関するホームページをご利用ください

市ホームページ

パソコン

<http://www.city.asaka.lg.jp/>

モバイル

<http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/>

埼玉県ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/e1701/>

# 期日前投票・不在者投票をご利用ください

選挙期日（投票日当日）に、次のような理由等で投票所に行けず、期日前投票や不在者投票ができません。

- ① 仕事や学校などで投票所に行けないとき
- ② 旅行やレジャーなどで投票所外に出かけるとき
- ③ 病気やケガなどで歩くことが困難なとき
- ④ ほかの市町村にすでに住所移動しているとき

## 期日前投票をする場合

期日前投票場所、期間および時間は別表1のとおりです。なお、彩夏祭のため別表2のとおり正面玄関や駐車場がご利用できません。

### 公民館臨時休館のお知らせ

埼玉県知事選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	8月8日(土)	8月9日(日)
東朝霞公民館	臨時休館	臨時休館
西朝霞公民館		

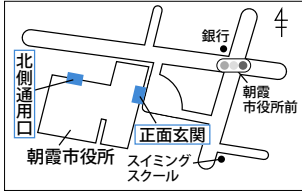
別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	期間	時間
朝霞市役所（別館5階502会議室） ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	7月24日(金) ↓ 8月8日(土) ※土、日曜日も投票できます。	午前8時30分～午後8時00分
朝霞台出張所（西弁財1-9-26） ※車でのお来場はご遠慮ください。		午前9時30分～午後7時30分 市役所とは時間が異なります。

別表2

### 彩夏祭開催時の変更点

7月31日(金)、8月1日(土)・2日(日)は、彩夏祭のため朝霞市役所の出入り口、駐車場等が次のとおりとなりますのでご注意ください。



	出入り口	駐車場
7月31日(金)	正面玄関	午後5時30分以降はご利用できません
8月1日(土)	北側通用口	ご利用できません
8月2日(日)		

## 不在者投票をする場合

① 朝霞市以外の選挙管理委員会でを行う方法

他市区町村に滞在中の場合、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

不在者投票が可能な施設に指定されています。その施設が指定されている場合は、郵便等による投票が可能です。その施設が指定されている場合は、郵便等による投票が可能です。その施設が指定されている場合は、郵便等による投票が可能です。

② 指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

規定以上の障害（別表3・4参照）のある方もしくは「要介護5」の介護保険の被保険者証をお持ちの方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票が可能です。その施設が指定されている場合は、郵便等による投票が可能です。その施設が指定されている場合は、郵便等による投票が可能です。

別表3 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証保持者	要介護5	

別表4 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表3の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けておく必要があります。なお、手続き等の詳細は、お問い合わせください。請求期限／8月5日(水) 午後5時